

令和4年 第5回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和4年 第5回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和4年6月3日 午前9時53分～午前10時43分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (13名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	欠員	8 番	平 間 初 美
			10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (1名)	9 番	佐 藤 千 代 志		
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4	議案第1号	令和4年5月16日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について		
日程第5	議案第2号	土地の現況証明願書の交付について		
日程第6	議案第3号	美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)		
日程第7	議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)		
日程第8	議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)		
日程第9	議案第6号	農用地利用集積計画(案)について(令和4年6月8日公告予定分)		
日程第10	議案第7号	農用委員の辞任について		
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和4年第5回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議には、佐藤委員から欠席の届出が提出されております。また、本日の議案第7号でもありますが、福家委員の辞任届がありました。

よって、本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席ください。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会 長 皆さん、おはようございます。6月に入りまして、播き付け作業もほぼ終了してきているのかと思います。ニュース新聞などでも、出ていますように、肥料の高騰が大きな問題となってきました。中には、90%を超えるという、もう倍ぐらいの値段になる、肥料の銘柄もありまして、これからですね、皆さん、追肥作業か何か、またあろうかと思っておりますけども、農協からの連絡によると、来週、硫安尿素的の類いが、少しではありますが、入荷されるということで、必要な方はですね、生産資材のほうに問合せ頂きたいと、いうふうに思っております。また、総会終了後、専務からも、この類いの話があろうかと思っておりますので聞いてください。先ほど局長からも言われたとおりですね、福家さんが、5月で退任ということで、この後、後任、人事の話もしていたわけですが、美瑛土地改良区からは、欠員でいくという話がありました。よってですね、改良区推薦は、来年の7月以降ということで、このまま欠員の状態で、7月まで行こうと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしく願いいたします。なおですね、7月8月に予定しておりました農地パトロールも、8月の12日だったかな、一応計画しておりますので、それまでに、農地部会を中心にパトロール先、何点かピックアップをしていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いします。取り留めない挨拶ではございますけども、今日1日よろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【無しの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、3番、大場委員、8番、平間委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。

1番 令和4年4月25日、令和4年第4回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。

2番 4月25日、令和4年度美瑛町アグリパートナー協議会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。

3番 4月28日、美瑛町議会第3回臨時会が開催され 会長が出席しております。

4番 5月10日、美瑛町農業技術実証展示圃運営協議会総会が開催され、 会長が出席しております。

5番 5月23日、土地開発公社理事会が開催され、職務代理が出席しております。

6番 5月30日、上川生産連種子乾燥調製施設竣工式が開催され、会長が出席しております。

7番 5月31日から6月1日にかけて、全国農業委員会大会及び農業事情視察研修会に、職務代理が参加しております。

以上です。

○議 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、議案第1号、令和4年5月16日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。

議案第1号、番号1番及び番号2番については、■番 ■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■委員の退席をお願いいたします。

(■委員退席)

○議 長 議案第 1 号、番号 1 番及び番号 2 番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、令和 4 年 5 月 16 日に提出のあった、合意解約通知の成立状況の確認について。

農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主、■■■■さん、借主、■■■■さん、外 5 件について、同法第 18 条第 1 項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号 1 番、土地の表示、字名、■■■■、地番、■■■■外 1 筆、面積計 25,619 m²につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 4 年 5 月 16 日付で合意解約です。後程、議案第 4 号にて売買がなされる予定です。

番号 2 番、土地の表示、字名、■■■■、地番、■■■■外 2 筆、面積計 28,813 m²につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 4 年 5 月 16 日付で合意解約です。後程、議案第 6 号にて売買がなされる予定です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 1 号、番号 1 番及び番号 2 番について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第 1 号、番号 1 番及び番号 2 番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 ■■■■委員の入場を認めます。

(■■■■委員入場)

■■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 続いて、議案第 1 号、番号 3 番から番号 6 番までについて、一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号 3 番、土地の表示、字名、■■■■、地番、■■■■外 1 筆、面積計 74,934 m²につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■への基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 4 年 4 月 21 日付で合意解約です。後程、議案第 6 号にて賃

貸借の更新が行われる予定です。

番号4番、土地の表示、字名、[]、地番、[]、面積20,000㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年5月13日付で合意解約です。

番号5番、土地の表示、字名、[]、地番、[]外3筆、面積計85,827㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年5月18日付で合意解約です。後程、議案第6号にて売買がなされる予定です。

番号6番、土地の表示、字名、[]、地番、[]外1筆、面積計9,350㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年5月18日付で合意解約です。後程、議案第4号にて別の方へ贈与がなされる予定です。

今回提出された6案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 これより、議案第1号、番号3番から番号6番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号3番から番号6番までの件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 続いて、日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
議案第2号、番号1番について、審議いたします。
番号1番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。議案第2号、土地の現況証明の交付についてございます。農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のありました、[]さんの証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名、[]。地番、[]外1筆、地目、登記簿、田畑。現況、非農地。面積計274㎡です。

土地所有者及び申請者、[]、[]さんです。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、

隣地の法面であるため農地としての利用はなく、今後も農地の利用はなく、法面ということですので、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい。ただいま、事務局からの説明のとおりでございます。見て分かりますとおり、法面に草が生えたり、小さな木が生えたりして、農地としては利用出来ない状況です。特に問題もないと思いますので、審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
番号1番について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい。今朝、第■■■■班によりまして現地を確認させて頂きました。今担当地区委員であります、■■■■委員より、説明があったとおりでございます。何ら問題ないかと思っておりますので審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
それでは、議案第3号、番号1番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、では、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更について、除外の件でございます。
農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を附すもので、審議をお願いするものです。番号1番、■■■■の内地番、登記簿・現況 田。面積計

984 m²。所有者及び申出者、 、 さん。

除外目的は農家住宅建設敷地のための除外です。許可理由としては農地法施行規則第 38 条及び 39 条に基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 議案第 3 号、番号 1 番について、現地調査の結果を、 班長よりお願いいたします。

○ 班長 はい、こちらも今朝見てまいりました。今事務局から説明のあったとおりでございます。後継者の住宅を建てるということですので、何ら問題はないかと思っておりますので、審議の程を宜しく申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第 3 号、番号 1 番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 3 号、番号 1 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第 3 号、番号 2 番について事務局から説明をお願いします

○事務局 はい、続きまして、番号 2 番 の内地番です、登記簿：畑・現況：畑。面積計 36 m²。所有者、 、 さん。申出者、 、 です。

除外目的は、電気通信事業の携帯電話 5 G の共用に供する電波施設建設の為の除外です。現場は ということで今後の維持管理等についても良好な場所ということでの選定の理由となっております。許可理由としては農地法施行規則 第 15 条 1 の第 9 項、農業振興地域制度に関するガイドライン第 16 の 1 の④及び 2 の(1)の④、第 19 の 3 の(1)に基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 議案第 3 号、番号 2 番について、現地調査の結果を、 班長よりお願いいたします。

○ 班長 はい、ただいまの件につきましても、事務局の説明のとおりでございます。携帯電話の鉄塔アンテナを建てるということで、公共的なものもありますし、何ら問題はないと思っております

で、審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
これより、議案第 3 号、番号 2 番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 3 号、番号 2 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議長 続いて、日程第 7、議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第 4 号、番号 1 番については、■番、■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、■委員の退席をお願いいたします。
【■委員退席】

それでは、議案第 4 号、番号 1 番について、審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 はい、では議案第 4 号、農地法 3 条の規定による許可申請について所有権移転となつてございます。農地法第 3 条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人、■さん、譲受人、■さん外 1 件の許可の可否について審議を求めるものです。

なお、2 案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

それでは番号 1 番、土地の表示、字名、■、地番、■外 1 筆、面積計 25,619 m²につきましては、譲渡人、■さんから、譲受人、■さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所は JR 美瑛駅から■に約■km の箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願います、とのことです。

価格は 830,000 円で 10a 当り 32,000 円です。

詳細につきましては議案 4 ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま、事務局の説明のとおりです。■■■君は、面積も多くやっけていて、また息子さんもいるということで、息子さんが今■■■歳というということで、堅実な農家をやっているところがあります。また、この■■■さんに対しては昨年まで土地を借りていたのですが、今回、土地を買うということで、そういう話が双方で決まっていたのでそういう案件になりました。またこの金額についてなんですけども、ちょっと傾斜がすごいですよね。そういう中身でどうしてもこの金額的には、この金額は仕方ないのかなと思っております。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 ■■■委員の入場を認めます。
【■■■委員入場】
- 議 長 ■■■委員にお知らせします。本件は原案とおりに決定されましたことをお知らせします。
- 議 長 続いて、議案第4号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、それでは番号2番、土地の表示、字名、■■■、地番、■■■外1筆、面積計9,350㎡につきましては、譲渡人、■■■さんから、譲受人、■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約■■■kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分の為、譲受人に贈与したい。譲受人は、上記理由により承認願います、とのことです。詳細につきましては議案5ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 ただいま、事務局のほうから説明があったとおりです。この農地につきましては、今回、賃貸契約の更新時期を迎えておりました、前任者が継続をしないということで隣接をしている■さんのほうへ贈与となりました。また贈与と言ってもですね、9,350 平米って結構多いと思うんですけども、土地の条件がですね、山際でちょっと悪いということ、あと形も三角形に近いということ。それとですね、一番がやっぱり取付け道路が狭いということで、大きな機械が入らないということで、前任者、今回、継続しなかったんですけども、隣接者の人に、改善組合のほうで、何とかお願いするという形をお願いしたところなんです。何も問題はないと思いますのでどうかよろしくお願ひします。
- 議長 ありがとうございます。
これより議案第 4 号、番号 2 番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願ひします。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 4 号、番号 2 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひします。
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 日程第 8、議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。
議案第 5 号、番号 1 番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、賃貸借の件になってございます。農地法第 3 条の規定による農地の賃貸借設定申請のあった、貸主、■さん、借主、■さん、外 4 件の許可の可否について審議を求めます。
なお、議案第 5 号で審議いただく 5 案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号には、該当しないため、要件をすべて満たしていません。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
それでは、番号 1 番、土地の表示、字名、■、地番、■
1 筆、面積 974 m²につきましては、貸主、■さんから、借主、■さんへの賃貸借権設定申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■kmの箇所で、賃貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け、貸し付けしたい。借主は経営規模拡大のため、当該農地を借受したい、とのことです。その他詳細につきましては、議案6ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい、ただいま事務局の説明のあったとおりです。■■■■さんの土地は、■■■■さんで全て購入しており、今回の他の部分は■■■■さんが耕作されておりましたが、高齢もあり、耕作が出来ないという事情もあり、■■■■さんが賃貸という形で、作ることになりました。何ら問題もないと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第5号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第5号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第5号、番号2番から番号4番までについて、関連があるので一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番から4番までの借主が全て■■■■関係であるため、一括して説明させていただきます。

番号2番、土地の表示、字名、■■■■、地番、■■■■外22筆、面積65,770.82㎡につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの賃貸借権設定申請です。賃貸料は657,700円で10a当り10,000円です。議案7ページになります。

番号3番、土地の表示、字名、■■■■、地番、■■■■外8筆、面積45,280.7㎡につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの賃貸借権設定申請です。賃貸料は452,800円で10a当り10,000円です。議案8ページになります。

番号4番、土地の表示、字名、[]、地番、[]外35筆、面積195,552.06㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの賃貸借権設定申請です。賃貸料は1,955,520円で10a当り10,000円です。議案9ページと10ページになります。

いずれも、賃貸期間は許可日から10年間です。申請箇所はJR美瑛駅から[]に約[]kmで、[]さんからの通作距離も近く、賃貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け、貸し付けいたしたい。借主は経営のため、当該農地を借受したい、とのことでした。

[]さんにつきましては、[]法人ですが代表の[]さんは、既に認定農家を受けており、法人につきましても農林課にて認定農業者に認定済となっております。法人の資料につきましては、別途配布しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いします。

○[]委員 はい、今事務局のほうから説明のあったとおりでございます。[]さんにつきましても何ら問題ない法人だと思っております。また、[]さん、[]さん、[]さん名義のですね、土地を[]さんに貸付けするという形ですので、何ら問題なく考えておりますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第5号、番号2番から番号4番までについて、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第5号、番号2番から番号4番までについて、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第5号、番号5番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号5番、土地の表示、字名、■■■■、地番、■■■■外3筆、面積計4,799㎡につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの賃貸借権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■kmの箇所で、賃貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け、貸し付けしたい。借主は経営規模拡大のため、当該農地を借受したい、とのことです。その他詳細につきましては、議案11ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 今回の事務局の説明のとおりです。これも■■■■さんは、もう前から■■■■さんの土地をもう、何回も借りてまして、今回もそういう形で借りるということになっております。また、■■■■さんというのは、お父さんの名前が、ちょっと忘れたな、■■■■名前なんだっけな。ちょっと忘れたな。お父さんの土地であるんですけども、その土地を■■■■さんが受け継いでいるんですけども本人も、農家をやることもなく、出来るものなら、■■■■さんに預けたいということで決めております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。
これより議案第5号、番号5番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第5号、番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画、案について、令和4年6月8日公告予定分の件を議題とします。
議案第6号、番号1番及び番号2番については、■■番、■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■■委員の退席をお願いいたします。

【■■委員退席】

それでは、議案第6号、番号1番及び番号2番について、審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第 6 号、農用地利用集積計画案について、令和 4 年第 5 回、令和 4 年 6 月 8 日公告予定分。■■■■さん外 8 件（改善組合承認済み）から利用権の設定等（所有権の移転 3 件、賃貸 6 件）について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。

番号 1 番及び 2 番につきましては、賃貸地の売買です。

番号 1 番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑 7 筆、89,927 m²。8,990,000 円で 10 a あたり 100,000 円です。

番号 2 番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑 3 筆、28,813 m²。3,170,000 円で 10 a あたり 110,000 円です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 6 号、番号 1 番及び番号 2 番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 6 号、番号 1 番及び番号 2 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 ■■■■委員の入場を認めます。
【■■■■委員入場】

○議 長 ■■■■委員にお知らせします。本件は原案とおりに決定されましたことをお知らせします。

○議 長 続いて、議案第 6 号、番号 3 番につきましても、■■番、■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、■■委員の退席をお願いいたします。

【■■委員退席】

それでは、議案第 6 号、番号 3 番について、審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

- 事務局 はい、番号3番につきましては、賃貸借契約の更新です。
番号3番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、田2筆、畑3筆、計179,331㎡。895,000円で10aあたり田11,100円、畑4,500円です。期間は5年間です。
以上で説明を終わります。
- 議 長 これより、議案第6号、番号3番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第6号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 []委員の入場を認めます。
【[]委員入場】
- 議 長 []委員にお知らせします。本件は原案とおりに決定されましたことをお知らせします。
- 議 長 続いて、議案第6号、番号4番から番号9番までについて、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 番号4番につきましては、所有地処分に伴う売買です。
番号4番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの売買、畑4筆、85,827㎡。5,950,000円で10aあたり69,000円です。
番号5番から7番につきましては、賃貸借契約の更新です。
番号5番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、畑3筆、80,405㎡。148,588円で10aあたり1,800円です。期間は1年間です。
番号6番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、畑4筆、62,063㎡。186,000円で10aあたり3,000円です。期間は5年間です。
番号7番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、畑3筆、46,579㎡。232,895円で10aあたり5,000円です。期間は1年間です。
番号8番につきましては、経営縮小に伴う賃貸借です。

番号 8 番、[]、[] さんから、[]、
[] さんへの賃貸借、畑 5 筆、68,513 m²。227,500
円で 10 a あたり 3,300 円です。期間は 1 年間です。なお、所
有権の賃貸借を受ける法人は、新設の農地所有適格法人のため、資料として法人の登記簿謄本等を添付しております。

番号 9 番につきましては、離農に伴う売買です。

番号 9 番、[]、[] さんから、[]、[]
さんへの賃貸借、田 1 筆、畑 4 筆、計 24,403 m²。80,000 円で
10 a あたり田 5,800 円、畑 2,900 円です。期間は 2 年間です。

以上、設定を受ける者、9 件、7 名、2 法人。設定をする者
9 件、9 名、0 法人。田 3 筆、16,368 m²。畑 36 筆、649,493
m²。計 39 筆、665,861 m²。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 6 号、番号 4 番から番号 9 番までについて
質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【はいの声】

○議 長 はい、[] 委員。

○ [] 委員 []、[] さん、一応、[]
の [] さんと [] さんは、僕らも知っていますけども、[] さん
はどういう方なのか、教えていただければと思います。

○事務局 はい、[] さんがどういう方かということのご質問でござい
ましたが、認定のときに申請したときにですね、農林課のほう
の申請欄のところには、[] さんは [] に住んでおられる方で、
業種自体は土木のほうの工事等の会社のほうにいる、おられる
方ということでございます。認定につきましては [] さん、そ
れから [] さんが認定農業者ということでの、農林課のほうで
この会社の認定は大丈夫だということ聞いております。以上
でございます。

○議 長 私も聞いたところですね、冬季間のアルバイト先の会社らし
いですよね。[] 君と [] 君のつながりだったらしいです。

○議 長 ほかにご質問があればお願いします。

【なしの声】

○議 長 無ければこれで質疑を終わります。それでは、採決いたしま
す。議案第 6 号、番号 4 番から番号 9 番までについて、原案ど
おり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第10、議案第7号、農業委員の辞任についての件を議題とします。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは、議案第7号、農業委員の辞任についてでございます。農業委員の辞任の申し出があったため、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるものです。

辞任を申し出た委員、議席番号7番、福家敏春委員、辞任を申し出た日、令和4年5月10日、辞任理由については一身上の都合によりとのことでした。

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定では、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができることあり、今総会で同意が得られた際は、町長の同意を得、辞任することになります。

また、欠員補充の考え方については、先ほど少し会長のほうからお話ありましたが、後ほど委員協議会の中で再度説明させていただきます。

以上で、説明を終わります。

○議 長 これより、議案第7号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第7号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第5回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和 4年 6月 3日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

大 場 男

美瑛町農業委員

平 間 初 美